

※小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業を営む者がその従業者に対して実施する教育及び訓練に用いる映像記録装置の基準を定める告示

種別	性能要件
前方用カメラ※	<ul style="list-style-type: none">・ 水平画角：120度以上、垂直画角：50度以上で撮影できること・ 解像度：1280×720ドット以上で撮影できること・ 1秒に10回以上の頻度（10fps以上）で撮影できること
操縦者用カメラ※ <small>（360度撮影できるカメラ等、 1台で前方と操縦者を 撮影できるカメラも可）</small>	<ul style="list-style-type: none">・ 操縦者の見張り行動や、操縦の様子が確認できること・ 1秒に5回以上の頻度（5fps以上）で撮影できること
録音機能	<ul style="list-style-type: none">・ 周囲の音声を録音できること
位置情報	<ul style="list-style-type: none">・ GPS等により航行位置を記録できること （船舶に備えられているAIS等で、位置・日付・時刻が記録されている場合を除く）
日付及び時刻	<ul style="list-style-type: none">・ 上記4項目と併せて、日付及び時刻を記録できること
記録装置	<ul style="list-style-type: none">・ 上記5項目について、一航海分の時間又は5時間のいずれか短い時間を記録できる記録媒体を備えること・ 記録媒体の未装着等を知らせる機能があること
耐久性	<ul style="list-style-type: none">・ 堅ろうで、振動、衝撃等により容易に機能を停止しないこと・ 防水性能があること（屋外等へ設置する場合に限る）

※夜間も記録できる暗視性能は求めない